

診療所は開設して10年以上経つが、リフォームを行うため、1年前に10mほど離れた場所に移動し診療を行っている。リフォームが終了次第もとの場所に戻る予定であるが、この場合、現在の場所では3年以上の開設歴がないので、指定申請はできないことになるのか。	「当該医療機関の開設歴が3年以上であること」の意義は、地域に根付いた歯科保健医療の実践と地域貢献にあります。ご質問の場合、すでに地域で10年以上歯科保健医療に従事しており、しかも同地域に一時的に仮診療所を設け診療を続けていますので、当該基準を満たしており申請可能と考えております。
研修管理委員会には、すべての協力型臨床研修施設、連携型臨床研修施設及び研修協力施設の研修実施責任者を含まなければならないとあるが、各診療所や保健所、介護保健施設等の責任者までも含めなければならないのか。	臨床研修施設群の場合には、構成するすべての協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の研修実施責任者を、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、すべての研修協力施設の研修実施責任者を研修管理委員会の構成員としなければなりません。
研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修施設及び研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を含むことになっているが、具体的には研修管理委員会との関係がどのような方が良いのか。	医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会から具申された意見書(平成18年10月3日)には、「歯科医師臨床研修の評価には、第三者の視点が必要である。そこで、研修管理委員会の構成員には、外部の有識者等(当該臨床研修施設群の関係者を除く。)を含むことを必須とすべきである。」とあります。従って、当該臨床研修施設群を構成する臨床研修施設等とは関係のない者を入れることが望ましいと考えます。すなわち、当該研修管理委員会に属する相当大学病院の教員や医療法人の役員等は望ましくないと考えます。
研修プログラム単位でプログラム責任者を置くこととされているが、複数のプログラムについて、受け入れる研修歯科医数が少人数の場合には、同一のプログラム責任者が兼任しても差し支えないか。	原則として、ひとつの研修プログラムに一人のプログラム責任者を置くこととしていますが、プログラム責任者一人当たりの担当する研修歯科医数が合計で20人以下であれば、複数の研修プログラムのプログラム責任者を兼任しても差し支えありません。
管理型相当大学病院の申請において、協力型相当大学病院を群構成に追加することは可能であるか。また、それらの相当大学病院が、お互いに管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院として群構成に追加することは可能か。	現行の関係法令・通知等では、管理型相当大学病院が構成する臨床研修施設群に別の協力型相当大学病院を加えることについての規定はありません。従って、それらの相当大学病院が、お互いに管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院として群構成に追加することは差し支えありません。

[上へ戻る](#)

【臨床研修の修了・未修了及び中断・再開】編

(質問)	(回答)
研修歯科医の評価に当たっては、患者や家族による評価は参考としないのか。	臨床研修の目標の達成度の評価に当たり「患者に不安を与えるに」行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるとしていること等から、研修歯科医の評価においては患者や家族による評価も勘案すべきものと考えます。
研修期間終了時の評価は具体的にいつ行うのか。研修修了後の進路を念頭におくと、研修期間中の3月(研修最終月)に行うのが妥当と考えるが、そうすると研修中であることからある程度修了見込みで判定することになると思われる。こういった取扱いは差し支えないか。	3月末に研修期間が終了する場合、3月末に修了判定を行い、臨床研修修了証の交付を行うことが原則です。3月末より前に修了見込みで判定を行うことも可能ですが、もし期間終了時に修了基準を満たしていないければ、その判定は取消となります。そのような事態を避けるため判定日前に到達目標を満たしておく等、計画的に研修を実施すべきです。なお、臨床研修修了証については、期間終了時に修了基準を満たしていることを確認し、その日付で交付する必要があります。
正当な理由でない休止(例えば、無断欠勤など)の日数の取扱いはどうなるのか。	正当な理由がない休止の日数については、研修を行ったとは認められないことから、研修期間の延長などにより補われるべきものと考えます。しかし、そもそも正当な理由でない休止は、歯科医師法に定める研修専念義務に反するものであり、むしろ臨床歯科医としての適性の評価基準に触れる可能性があります。
休止期間の上限は45日とされていますが、連続して45日でなく、欠勤した日の合計が45日という認識で良いか。	休止期間の上限の45日は、連続した日数ではなく、合計の日数です。
研修期間が2年のプログラムの場合、休止期間の上限はどのような扱いになりますか?	休止期間の上限は2年間で90日となります。
未修了者が不足する期間以上の期間の研修(補習)を行った場合には、修了と認められるか。また、未修了者が不足する期間以上の期間の研修(補習)を行った後の資格は、臨床研修修了者と同等で	単に不足している期間を履修すれば修了と認められるものではなく、到達目標を達成しなければ修了と認めるべきではないことから、達成が見込まれる期間の延長が必要になります。なお、仮に補習に

あるか。	より一般的な研修歯科医よりも長い期間研修したとしても、臨床研修を修了したことについては、通常の期間で研修を修了した場合と変わりはありません。
追加研修期間はどのように設定するのか。	休止期間と同等の不足期間分の延長が必要となります。また、必要履修期間を満たしていても、到達目標に達していない場合は、達成が見込める期間分延長しなければならないということになります。
臨床研修修了後の進路で他施設への就職が決まっている者が、研修終了日において実際に修了と認められない場合、今後の進路を考え、当該就職先施設が研修中の施設群ではないが臨床研修指定施設である場合、その施設で追加研修を行うという取扱は可能か。	現在研修を実施している施設には、あらかじめ定められた期間内に研修を修了させる責務があり、基本的には他施設での追加研修を考えるべきではありません。また、研修修了が前提の就職ということであれば、当然、研修未修了者は就職できないことになります。たとえ就職が内定していても、歯学部を卒業していなければ、歯科医師国家試験の受験はできないし、卒業できたとしても、国家試験に合格しなければ、歯科医師として就職できないのと同じです。
未修了の場合、「原則として引き続き同一研修プログラムで当該研修歯科医の研修を行う」が、この場合の身分は、正規の研修歯科医と同等(給与その他の待遇)と考えて良いか。また、未修了分の研修を引き続き行う際、新年度の途中で未修了分の研修が完了しても、途中から専門医修得コース等、上のクラスの臨床研修に編入するには困難なので、引き続き同一年度末までは、受入先の状況に基づき研修歯科医として取り扱っても良いか。	研修歯科医の待遇については、使用者である臨床研修施設が決定することです。本制度としては研修修了後の上位クラスの事情まで言及できるものではありませんが、未修了分の研修期間については、研修歯科医と十分話し合い、納得が得られるようなものとすべきであると考えます。
必修項目は、本来すべての項目についての達成が求められるものであることは十分理解できるが、通常であればすべての研修項目について十分研修可能な研修施設であっても、偶然が重なってたまたま研修できない項目が生じる可能性があるが、例外はないのか。	「必修」とは文字通り「必ず履修する」という意味であり、修了基準において、特段の方針変更があるわけではありません。臨床研修の到達目標における必修項目は、指定申請以前から示されており、各施設のプログラムは偶発的な事故をもある程度は想定して目標が達成できるよう作成されているものと考えます。また、管理者は少なくともすべての必修項目について目標を達成している場合でなければ、修了と認めてはなりません。
達成度は、研修歯科医の能力だけによるものではないので、今後の後期研修で、確実に達成できれば、研修修了(予定)としても良いか。	歯科医師法に基づく臨床研修の修了について、それに続く臨床研修修了後の研修をも考慮することは矛盾しています。臨床研修の目標は1年間の研修プログラムにより達成することが前提であり、達成できなければ期間を延長しても修了させる必要があります。
臨床歯科医としての適性の有無を臨床研修施設が判断しなければならないのか。地方厚生局で判断した方が良いのではないか。	現行制度においては、歯科医師としての人格涵養を基本理念に掲げ、到達目標にも医療人として必要な基本姿勢や態度を行動目標に設定しており、研修プログラムにおいてこれらを身に付ける研修が当然含まれているはずです。すなわち、臨床歯科医としての適性の評価とは、到達目標の達成度の評価に含まれるものであり、当然臨床研修施設が判断すべきものです。ただし、単独の臨床研修施設において判断することは非常に困難なので、原則として少なくとも複数の臨床研修施設における臨床研修を経た後に評価を行うことが望ましいとしています。地方厚生局は行政としての立場から相談に対応し、適宜、助言・指導等を行うものであり、臨床歯科医としての適性の判断を行うものではありません。
「傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床研修施設では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修施設では研修可能な場合」の具体的な基準は示されるのか。	障害等の内容や程度は多様であり、個別に判断すべきと考えます。
マッチングの結果によって、自分の思う研修ができないと考える研修歯科医がいる場合に、研修する施設を途中で変更することができる具体的な基準は示されるのか。	マッチングでは、お互いに順位を付けた相手としか組合せは成立しないことから、互いに研修プログラムや研修歯科医等を理解した上で契約を交わしたはずなので、中断を考える前に、まず施設と研修歯科医との間で、継続の方策について十分に話し合うべきです。その上で、必要に応じて地方厚生局に相談してください。
臨床歯科医としての適性の評価については、少なくとも複数の臨床研修施設における臨床研修を経た後に行なうことが望ましいとされているが、この場合、研修の修了はどのような状態あるいは期間を想定しているのか。	複数の施設における評価を踏まえた上で、臨床歯科医としての適性に欠けるために未修了や中断と判断せざるを得ないような場合には、施設の管理者による適切な進路指導(臨床研修継続、それ以外の進路も含めて)を求めておられます。研修継続の場合、期間

	は1年を超えることとなります。
臨床歯科医としての適性の評価を行うに当たり、研修管理委員会で判断を下すことが適正といえるのか。	研修管理委員会は臨床研修を統括管理する機関であり、施設管理者、すべてのプログラム責任者、協力型臨床研修施設、連携型臨床研修施設及び研修協力施設の研修実施責任者により構成されており、さらに外部委員の参加も求めていることから、適性を評価するには、最も適切な機関であると考えています。
未修了あるいは中断と評価されたときの対応であるが、研修続行もしくは再開後の評価はどの時点で行うのか。	あらかじめ定められた研修期間の終了の際に、修了・未修了の評価を行いますが、未修了の場合は、未修了の理由により、到達目標が達成できそうな延長期間を設定し、当該期間の終了の際に再評価を行うことになります。また、研修を中断し、別の施設で再開した場合には、受け入れた研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、中断前の評価も踏まえて最終的な評価を行うことになります。
研修歯科医の評価の記録の提出は必要となるのか。	研修歯科医の評価に係る記録については、各施設の管理者が、当該研修歯科医の研修が修了又は中断された日から5年間保存しなければならないことになっています。しかし、現時点では、特に必要となる場合を除き、当該記録を提出していただく考えはありません。
再開の申込みを受けた臨床研修施設が受け入れを断ることは可能か。また、未修了とした場合、当該研修歯科医を修了まで指導していく場合の最長期限を臨床研修施設で設けることは可能か。	再開の申込みを受けた場合、まず募集定員上の空きが必要となります。その上で、各施設における選考の結果に基づき、各施設で判断すべきものと考えます。また、未修了に至るには様々な理由が考えられるので、現時点で最長期限を設けることは適当ではないと考えます。
1年間で研修が未修了となってしまった場合、追加研修を受けることになると思うが、その際は、「〇月〇日研修修了」と月単位で個別に臨床研修修了証を受け取ることができるのか。	未修了として追加研修を受けることになった場合には、当該研修歯科医が到達目標に達したならば、個別の修了日により修了証を交付するものと考えます。
臨床研修修了証について、様式を変更することはできるか。また、研修管理委員長の印は私印でも構わないか。	省令施行通知により示されている項目が記載されていれば多少の様式変更を行うことは差し支えありません。なお、研修管理委員長の印は私印で構いません。

[上へ戻る](#)

【臨床研修修了に係る歯科医籍への登録手続き】編

(質問)	(回答)
研修を行った施設から臨床研修修了証を交付されれば自動的に臨床研修を修了した旨が歯科医籍に登録されるのか。	臨床研修修了証を交付されただけでは臨床研修を修了した旨は医籍には登録されません。別途申請が必要となります。
臨床研修を修了した場合、いつまでにその旨を歯科医籍に登録する申請をしなければならないのか。	申請に必ず必要な臨床研修修了証は、臨床研修を修了してから時間が経つと紛失する可能性が高くなります。また、手続には時間がかかりますので、できるだけ早く提出してください。
結婚により姓が変わり、歯科医師免許証の書換交付申請中の場合、添付する歯科医師免許証の写しはどうすれば良いか。	書換手続きが終わるのを待って、書換後の歯科医師免許証の写しを添付して申請してください。また、手続申請中に届く登録済証明書の写しを添付していただいても構いません。
住所の欄には、現住所と住民票に記載されている住所のどちらを記入すれば良いか。	申請書に不備があった際に連絡を取るために必要となりますので、連絡の取れる住所(及び電話番号)を記入してください。
臨床研修修了登録証送付用の封筒には、何を記載すれば良いか。	送付先(申請者)の住所及び氏名を記載してください。なお、その際には確実に受け取ることができるよう勤務先等の住所を記入しても構いません。
申請書の記載内容を訂正する際にはどうすれば良いか。	訂正する部分を二重線で消しその上に訂正印を押し、その脇に正しい内容を記載してください。
申請書の記載内容については、どの程度まで訂正して良いか。	特に制限はありません。
申請書の提出に当たっては、厚生労働省から提供された専用の封筒を使用しなければならないのか。	専用の封筒で提出していただくことが望ましいですが、郵便書留等配達した記録が残る方法で提出していただければ、専用の封筒を使用しなくても構いません。ただし。その際には角2封筒を使用してください。

[上へ戻る](#)